

全員協議会会議録

本会議前後

(質疑応答のみ)

令和4年6月16日

議 長

(開会宣言 午前 9 : 5 6)

それでは、全員出席されております。それでは、早速ですが協議に入ります。

去る 5 月 23 日に議会運営委員会が開催されておりましたので、その会議結果の報告を委員長に求めます。

竹仲議会運営委員長。

議会運営委員長

それでは、議会運営委員会の会議の結果を報告いたします。

去る 5 月 23 日午前 9 時半から議会委員会室において、議員 6 人及び議長の出席の下に本委員会を開催し、本定例会に附議された議案の取扱い、日程等について協議をいたしました。

委員会は説明のため、総務課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長が出席いたしました。

以下、本委員会で協議された主な事項について申し上げます。

まず、本定例会における附議事件は、専決処分の承認を求める事件についてが 3 件、令和 4 年度一般会計及び特別会計の補正予算関係が 6 件、条例の制定についてが 3 件の合計 12 件であり、諸般の報告では令和 3 年度の繰越計算書の報告が 3 件ございます。

これらについて、その概要を総務課長から説明を受けました。その後、これら議案についての取扱いについて協議し、それぞれ所管の常任委員会にその付議を付託することに決定いたしました。各常任委員会に付託されます議案は、予算決算常任委員会が議案第 39 号及び議案第 42 号から議案第 47 号までの 7 議案、総務文教常任委員会が議案第 40 号、41 号及び議案第 48 号、49 号の 4 議案、産業厚生常任委員会が議案第 50 号の 1 議案となります。

次に、一般質問の件ですが、本定例会の通告者は 4 名であり、6 月 1 日の午前 10 時から行うことになりました。現地視察につきましては、13 日の午前 9 時から各区等の要望事項の現地を視察するのに決定いたしました。

また、本会期中に全員協議会を開催し、協議する案件につきましては、現在のところ理事者側から協議の申し出がありませんが、申し出がある場合は、御協議をお願いしたいと思います。

各常任委員会につきましては、6 月 6 日午前 10 時から予算決算常任委員会、6 月 7 日午前 9 時 30 分から原子力発電所特別委員会、

6月8日午前10時から総務文教常任委員会、6月9日午前10時から産業厚生常任委員会をいずれも全員協議会室で開催することとし、6月14日は午前10時から全員協議会を開催することに決定いたしました。

なお、6月2日、3日、10日、15日については予備日といたしました。

以上、これらを考慮いたしまして、日程調整しました結果、今定例会の会期は本日から6月16日までの17日間とすることに決定いたしました。

本定例会の日程につきましては、別紙日程表のとおりでございますが、本日はこの後、本会議を開会し、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程後の委員会付託を行い、休憩して全員協議会を開催しまして、議案の詳細説明を受けることいたします。

最終日の16日午前10時から本会議前の全員協議会を開催し、その後、本会議を開催いたしまして、初日に上程されました議案について委員長報告、質疑、討論、採決という日程で行いたいと思います。

以上のとおり本定例会の運営に係ります協議を終了します。

次に、請願書1件について、その取扱いを協議します。請願書は、保育所等の最低基準と保育士の待遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書であり、協議の結果、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたします。

続いて、陳情が2件ございますが、美浜町議会請願及び陳情取扱要綱より2件とも議長扱いとなることを議長不在のため、議会事務局長から説明を受けました。

続きまして、美浜町議会会議規則の一部改正について協議を行いました。この改正につきましては、今年4月からの定例の議会運営委員会にて協議した議員活動の場として、プロジェクトチームについて規定するものである。

去る5月10日に開催された議員打合せ会にてお諮りし、御異議がございませんでしたので、議会運営委員会の委員長を提出者として発委することになりました。また、同じく、4月からの定例の議

会運営委員会に協議いたしました福井県美浜町琵琶湖特定地域道路整備の特別委員会の設置につきましても、同じく5月10日開会の議員打合せ会にて議会運営委員会の委員長が提案しましたときに、藤本悟議員と崎元良栄議員を賛成者として発議することが決定されましたので、そのとおり発議することになりました。

次に、9月定例会の会期及び日程についても協議をいたしました。提出日程は、議案数や内容等により定例会直前の本委員会で決定することになりますが、現段階では、8月31日から9月20日、または22日までの21日間、もしくは23日間の会期と決定いたしました。

以上のとおり協議を行い、午前11時5分に本委員会を閉会いたしました。

以上をもって議会運営委員会委員長の会議の報告を終わります。

議会運営委員会の委員長の報告が終わりました。ただいまの報告事項に関して、質疑はございますか。

ないようですので、議会運営委員長の報告を終わります。

本定例会における提出議案及び日程等につきましては、ただいま議会運営委員長からの報告があったとおりでございます。

各議案等について付託いたします各常任委員会におかれましては、よろしく御審議、並びに御協議をお願いいたします。

次に、本日の議事運営日程でございますが、議会運営委員長から報告があったとおり、この後、本会議を開会し、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案の上程の後、委員会付託を行い、休憩して全員協議会を開催いたします。

議案の詳細説明を受けることといたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で全員協議会を終了いたします。

(閉会宣言 午前10：06)

(開会宣言 午前10：53)

ただいまから全員協議会を開催いたします。

最初に、町長から挨拶をいただきます。

(挨拶)

総務課長。

総務課長	(挨拶)
議長	それぞれの課長もひとつ頑張っていただきたいと思います。
	それでは、先ほど上程されました各議案のうち予算決算常任委員会への付託議案以外の5議案について、それぞれ議案ごとに理事者からの詳細説明を受け、質疑を行いたいと思います。
	各課長におかれましては、簡潔に要点を要領よく御説明いただきたいと思います。
	議員におかれましては、御存じのように、各議案については委員会に付託し、審議されますので、全員協議会において質疑は、総括的、大綱的なものにとどめおきいただきたいと思いますので、お願ひいたします。
	それでは、はじめに、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」の説明を理事者に求めます。
	税務課長。
税務課長	(詳細説明)
議長	議案第40号の説明が終わりました。
	これに関して御質疑はございますか。
	質疑がないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。
	次に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）」の説明を理事者に求めます。
	税務課長。
税務課長	(詳細説明)
議長	議案第41号の説明が終わりました。
	この件に関して質疑はございますか。
	ないようですので、これで議案第41号の質疑を打ち切ります。
	次に、議案第48号「美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について」の説明を理事者に求めます。
	税務課長。
税務課長	(詳細説明)
議長	議案第48号の説明が終わりました。
	この件に関しての御質疑はございますか。

質問がないようですので、これで議案第48号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第49号「美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を理事者に求めます。

税務課長。

(詳細説明)

議案第49号の説明が終わりました。

この件に関しての御質疑はございますか。

質問がないようですので、これで議案第49号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第50号「美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を理事者に求めます。

健康福祉課長。

(詳細説明)

議案第50号の説明が終わりました。

これに関して御質疑はございますか。

質問がないようですので、これにて議案第50号の質疑を打ち切ります。

以上で、本日予定しておりました議案が終わりました。

これをもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

(閉会宣言 午前11：17)

全員協議会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治